

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の交付判定フローチャート

マイナンバーカードを持っている。

はい

保険証利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を持っている。

はい

マイナ保険証で受診が困難である。

左記に該当しない

1. ① マイナ保険証の利用登録解除を申請した方・マイナンバーカード返納者又は返納申請中の方
② マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ（カード本体の有効期限切れを含む。）の方
③ DV被害者で支援措置されている方
④ 2. ①の申請により資格確認書が交付された要配慮者の資格確認書を更新する場合等

2. ① 介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要がある場合等
② マイナンバーカードを紛失した方や更新中の方

はい

「資格情報のお知らせ」を交付します。
※オンライン資格確認に対応していない医療機関等で、マイナ保険証と併せて提示することで保険診療を受けることができます。

はい

はい

申請不要で資格確認書を交付します。

※ 毎年8月1日に更新しますので、7月中旬ごろ有効期限が切れる前に郵送でお届けします。

申請により資格確認書を交付します。

いいえ

いいえ